

令和8年度（令和8年9月～）
保育認定（2号認定・3号認定）保育料

● 3歳～5歳児 全額無償（令和元年10月から）

● 0歳～2歳児 下表のとおり

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の各層区分			国の保育料上限額の基準（月額）		光市の保育料（月額）					
定 義			3号認定 （3歳未満児）		市階 層 区分	減免 区分	3号認定 （3歳未満児）			
			標準時間	短時間			標準時間	短時間		
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0	0	A	－	0	0	第2子以降児は全額無償（令和6年9月から）	
市町村民税非課税世帯			0	0	B	B0 B1	0	0		
市町村民税課税世帯	所得割課税額	48,600円未満	19,500	19,300	C	C0 C1	18,000	17,600		
		72,800円未満	30,000	29,600	D 1	D11 D12	24,000	23,500		
		97,000円未満			D 2	D21 D22	30,000	29,400		
		133,000円未満	44,500	43,900	D 3	－	38,000	37,300		
		169,000円未満			D 4	－	44,500	43,700		
		301,000円未満	61,000	60,100	D 5	－	58,000	57,000		
		397,000円未満	80,000	78,800	D 6	－	73,000	71,700		
		397,000円以上	104,000	102,400	D 7	－	80,000	78,600		

ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等の保育料の減免	
・ C階層の場合（C0） ・ D 1 階層 ・ D 2 階層のうち市町村民税所得割課税額が77,101円未満（D21）	無料

- （注）
- 1 年齢は、年度初日の前日における年齢です。（学齢と同じ考え方です）
 - 2 4月～8月までの保育料は、前年度の市町村民税の額により決定します。
9月～翌年3月までの保育料は、当該年度の市町村民税の額により決定します。
（9月に保育料の改定があります）
 - 3 満3歳に到達した日の属する年度中の保育料は、満3歳に到達して2号認定を受けても3歳未満児（3号認定）の保育料を適用します。
 - 4 市町村民税所得割課税額は税額控除（配当控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）前の額とします。
 - 5 第2子以降児とは、教育・保育給付認定保護者と「生計を一にする」第2子以降の児童が算定対象となります。
 - 6 各階層の保育料は給付単価を限度とします。